

ヘルプカードを ごぞんじですか

●ヘルプカードとは

障がいのある方などが、困っているとき、配慮が必要などときに支援を求めるためのカードです。あらかじめカードに「お願いしたいこと」などを記入しておき、必要なときに提示することで、周りからの支援を受けやすくするためのカードです。

●大きさ・形態

縦5.4cm×横8.5cmの運転免許証サイズ、折りたたみ式8面、耐水性・耐久性に優れたストーンペーパーです。



●記入内容

名前や住所、緊急連絡先、医療情報(かかりつけ医、服薬内容など)、配慮してほしいことなど、自由に書くことができます。

個人情報が含まれますので、必要な項目のみ記入してください。(すべての項目に記入しなくても大丈夫です。)他人に知られたくない内容は、記入しないようにしましょう。紛失にも注意!

●使い方

外出中に体調が悪くなったとき、災害などの非常時、その他配慮や手助けが必要などときに、周りの人にヘルプカードを提示してください。財布やパスケース、障害者手帳などに入れておくと安心です。バッグなどに下げておくのもよいでしょう。

●交付対象者

市内に住所がある方で、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病、妊産婦(妊娠初期)の方など、支援や配慮を必要としている方

●交付場所

伊奈庁舎社会福祉課、谷和原庁舎市民窓口課、保健福祉センター、きらくやますこやか福祉館、市内各コミュニティセンター

◇問い合わせ先:つくばみらい市社会福祉課 TEL58-2111

※裏面もごらんください。

★周りの方へのお願い★

あなたの手助けを必要としている方がいます。

困っている様子だったり、落ち着かない様子の方を見かけたら、まずはやさしく見守り、手助けを必要としているようであれば、「何かお困りですか？」など、静かにゆっくりと声をかけてください。

ヘルプカードを提示されたら、中を見てよいか本人に確認し、了解を得たうえでヘルプカードを開いてください。そして、中に書いてあることに沿って手助けをお願いします。

ひとりで対応しきれないときは、周りの人と協力して支援をしましょう。

また、電車やバスの中でヘルプカードを持っている方がいたら、席をゆずるなどの配慮をしていただけると幸いです。

ヘルプカードを持っていれば…

12月某日、みらい平のコンビニエンスストアで10代と思われる少年が保護され、警察から市に対して連絡がありました。

- 「知的障がい」か「発達障がい」であると思われる
- 身元を証明するものを何も持っていない
- 名前を聞いても二転三転し、正確な名前が聞き取れない

市においても、だれかがいなくなったなどの情報は入っておらず、名前も何も分からない状態では対応は困難でした。結果として、数時間後に警察のネットワークから神奈川県在住であることが判明して事なきを得ましたが、このケースはまさに「ヘルプカード」を所持していれば早期解決に至っていたと思われれます。

少年は、電車の乗り継ぎを間違えてしまったのか、神奈川県から見知らぬ茨城県にたどりつき、不安でたまらなかったことでしょう。もしヘルプカードを持っていたら、住所や家族の連絡先などがすぐにわかりますし、そもそもみらい平まで来る前に、ヘルプカードを見た親切な方が自宅方面を案内してくれていたかもしれませんね。